

入札公告等の概要(参考)

本資料は、本工事の入札公告に示した条件の概要や工事内容をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。

本工事の詳細な内容に関しては、公告文及び入札説明書等をご覧ください。

工事名	情報通信政策研究所（20）電気設備改修その他工事	
工事種別	電気設備工事	
工事場所(都県)	東京都	
工事場所(市区町村)	東京都国分寺市泉町2丁目11-16	
工事概要	<p>敷地面積 14,547m²</p> <p>【庁舎（本館棟）】</p> <p>構造 : 鉄筋コンクリート造、一部鉄骨 3階</p> <p>建築面積 : 約2,800m²</p> <p>延べ面積 : 約5,600m²</p> <p>用途 : 庁舎</p> <p>工事内容 : 発電設備、電灯設備 改設一式</p> <p>【庁舎（宿泊棟）】</p> <p>構造 : 鉄筋コンクリート造 3階</p> <p>建築面積 : 約600m²</p> <p>延べ面積 : 約2,000m²</p> <p>用途 : 庁舎</p> <p>工事内容 : 電灯設備 改設一式</p>	
担当事務所	甲武宮繕事務所	
公告日/期限日/開札日	R2.3.10 / R2.3.27 / R2.4.21	
工期	工事の始期から213日間（但し、令和2年7月1日（工事着手期限）までに工事を開始すること。）	
入札契約方式/落札方式	一般競争入札（標準型）/総合評価落札方式（施工能力評価型II型）	
競争参加資格要件の概要	等級(ランク)	電気設備工事 B等級又はA等級
	本店・支店・営業所の所在地	関東地方整備局管内に建設業法に基づく本店、支店又は営業所を有すること。
	企業の施工実績等	<p>16年4月1日以降に、関東地方整備局管内で元請けとして完成・引渡し完了した下記の要件を満たす同種工事の新設又は改設の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。（ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。））</p> <p>1. 工事種目：自家発電設備、受変電設備又は電灯設備（機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含む工事とする。）</p> <p>ただし、申請できる同種工事の施工実績は1件のみとし、これを超える件数の施工実績を申請した場合は、申請されたすべての工事を実績として認めない。上記の同種工事は、軽微なもの（請負代金額が500万円未満の工事）は、実績として認めない。</p> <p>なお、当該実績が大官官房官庁宮繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事（地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。）又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計（工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点</p>

	<p>(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のそれぞれが上記の施工実績を有すること。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての実績は、協定書による分担工事の実績のみ同種工事の実績として認める。</p>
<p>配置予定技術者の資格、工事経験等</p>	<p>次に掲げる基準を満たす主任(監理)技術者を本発注工事に専任で配置できること。また、本発注工事は受注者が工事の始期を発注者が指定する工事着手期限までの間で設定することができる工事であり、契約締結日の翌日から工事の始期までの間は、主任(監理)技術者の配置を要しない。複数の技術者を申請する場合は、申請する全ての者について次に掲げる基準を満たしていること。</p> <p>1) 主任技術者は、1級電気工事施工管理技士又は2級電気工事施工管理技士、若しくはこれらと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これらと同等以上の資格を有する者」とは次の通りである。</p> <p>①建設業法第7条第2号イ、ロで定める者(イについては、電気工学又は電気通信工学に関する学科を修めた者)。</p> <p>②技術士に合格した者(電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。))。</p> <p>③これらと同等以上の資格を有するものと国土交通大臣が認定した者。</p> <p>④本発注工事の工事種別に対応した登録基幹技能者講習修了証を有する者。</p> <p>監理技術者にあつては、1級電気工事施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。なお、「これと同等以上の資格を有する者」とは次のとおりである。</p> <p>⑤技術士に合格した者(電気電子部門、建設部門又は総合技術監理部門(選択科目を電気電子部門又は建設部門に係わるものとする者に限る。))。</p> <p>⑥建設業法第15条2号イに掲げる者と同等以上の能力を有するものとして国土交通大臣の認定を受けた者。</p> <p>2) 1人の者が、過去に元請けとして完成・引渡しが完了した下記の要件を満たす同種工事の新設又は改設工事に従事した経験を有する者であること。(共同企業体の構成員としての経験は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。(ただし、異工種建設工事共同企業体については適用しない。))</p> <p>1. 工事種目: 自家発電設備、受変電設備又は電灯設備(機器、機材、配管配線等の施工及び試験・調整を含む工事とする。)</p> <p>また、申請できる同種工事の工事経験は1件のみとし、これを超える件数の工事経験を申請した場合は、申請されたすべての工事を経験として認めない。上記の同種工事は、軽微なもの(請負代金額が500万円未満の工事)は、工事経験として認めない。</p> <p>なお、当該工事経験が平成8年4月1日以降に完成・引渡しが完了した大臣官房官庁営繕部所掌の工事、地方整備局所掌の工事(地方整備局、北海道開発局または沖縄総合事務局の発注した工事を含み、港湾空港関係を除く。)又は工事成績相互利用対象工事に係るものにあつては、評定点合計(工事成績評定通知書の記4. 成績評定①の評定点(評定点が修正された場合にあつては、修正評定点)をいう。)が65点未満のものを除く。ただし、請負代金額が500万円未満の工事は除く。</p> <p>経常建設共同企業体にあつては、構成員のうち1社の配置予定の主任(監理)技術者が上記の工事経験を有していればよい。</p> <p>また、異工種建設工事共同企業体としての経験は、協定書による分担工事の経験のみ同種工事の工事経験として認める。</p>

「情報通信政策研究所（20）電気設備改修その他工事」の概要（参考）

本資料は、本工事の概要をお知らせするための参考資料で、契約図書の一部ではありません。本工事の詳細な内容に関しては、設計図書及び現場説明書等をご覧ください。

1. 工事の概要

本工事は、東京都国分寺市泉町2丁目11-16において情報通信政策研究所の自家発電設備の改修を行うものである。首都直下地震等が発生し、官邸機能が立川エリアへ移行する場合の総務省代替庁舎及び閣僚等の宿泊場所として情報通信政策研究所が位置づけられたことにより、業務の継続を可能とするための電力を確保することが求められており、非常用発電機燃料タンクを併せてを増設するものである。

(1) 主な工事内容

- ・本施設の発電設備を改修します。

(2) 施工時期、施工時間、施工手順（想定）

- ・敷地への入退場時間は原則として、午前8時から午後6時までです。
- ・現場説明書説明事項その2の施工時間および施工条件を参照してください。
- ・来校者、通行者の安全を確保するため、交通誘導員の人員を計上しています。（現場説明書説明事項その2 [交通誘導警備員] 参照）
- ・その他の仮設、養生、作業範囲、作業時間帯等については、14図を参照してください。

2. 実態を踏まえた積算の運用、施工条件等の円滑な協議等

本工事において、以下の取組みを実施しています。

(1) 実態を踏まえた積算の運用

予定価格の算出にあたり、本人負担分の法定福利費相当額を反映した「公共工事設計労務単価」を用いるとともに、法定福利費相当額が反映された見積書式の活用を行う等、実態を踏まえた価格設定を行います。

(2) 施工条件等の円滑な協議

施工計画の立案にあたり新たに必要となった調査、工事施工に関して、新たに発生した条件等について監督職員と協議した結果、請負代金額の変更が必要と判断された内容については、設計変更の対象となります。

(3) 工事関係図書等の効率化

本工事は、受発注者相互の業務の効率化と品質向上を目的とし、「工事関係図書等の効率化」を行う工事です。工事関係資料の重複提出を避けるとともに、真に必要な最小限の工事関係図書等の作成及び管理を重点的に行うこととし、効率化できる書類について監督職員と協議した上で書類作成等を行うこととなります。工事関係書類一覧表は次のURLよりダウンロードすることができます。 <http://www.ktr.mlit.go.jp/eizen/gijyutu/index00000001.html>

(4) 余裕期間の設定

本工事は、余裕期間を設定しています。

受注者は、発注者が示した工事着手期限（本工事では、令和2年7月1日とする。）までの間で、工事の始期を任意に設定することができます。

工事の始期前の余裕期間内は、主任技術者又は監理技術者の配置は不要です。また、その期間、現場代理人の常駐義務はありません。

なお、この余裕期間内は、工事に着手すること、資材の搬入、仮設物の設置等を行うことができません。